

岩手県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和5年岩手県告示第552号）で公示した公共測量を終了した旨岩泉町長から次のとおり通知があった。

令和6年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡岩泉町岩泉字上川崎地内ほか
- 2 実施した期間 令和5年9月21日から令和6年3月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量